

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 寄附金付郵便葉書等に付加される寄附金の配分を受けるための申請の手続における意見書の添付を不要とする。(第二条第二項関係)
- 2 この政令は、公布の日から施行する。(附則関係)